⑽　自衛隊法（昭和29年法律第165号）第３条に規定する自衛隊の任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの ⑾　国及び地方公共団体相互間において消防組織法（昭和22年法律第226号）第一条に規定する任務の遂行上必要な無線通信を行うことを目的とするもの ⑿　国又は地方公共団体が、漁業の指導監督（試験、調査及び練習を含む。）に関する業務の円滑な遂行を図るために開設するもの ⒀　地方公共団体が開設する無線局であつて、都道府県知事又は消防組織法第９条（同法第28条において準用する場合を含む。）の規定により設けられる消防の機関が消防事務の用に供するもの ⒁　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第３条に規定する一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第35条に規定する特定貨物自動車運送事業の許可を受けた者、同法第36条に規定する貨物軽自動車運送事業の届出をした者、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第３条第１項に規定する第一種貨物利用運送事業の登録を受けた者又は同法第20条に規定する第二種貨物利用運送事業の許可を受けた者が開設する無線局であつて、現金、有価証券その他これに類するものを運送する業務の用に供するもの ⒂　警備業法（昭和47年法律第117号）第２条第３項に規定する警備業者が開設する無線局であつて、警備業務の用に供するもの ⒃　大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局 ⒄　前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が認めるもの	
第２　公表内容が制限される無線局 ⑴　総務省が、総務省設置法（平成11年法律第91号）第３条第１項に規定する電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進の円滑な遂行を図るために開設するもの ⑵　国税庁が、財務省設置法第19条に規定する任務の円滑な遂行を図るために開設するもの ⑶　厚生労働省が、厚生労働省設置法第４条第１項第19号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの ⑷　農林水産省が、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第４条第21号に規定する事務の円滑な遂行を図るために開設するもの ⑸　国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、水防法（昭和24年法律第193号）、道路法（昭和27年法律第180号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく水防事務又は道路事務の用に供するもの ⑹　国、地方公共団体又はその他の団体が開設する無線局であつて、災害対策基本法その他の法令に基づき防災上必要な無線通信を行うことを目的とするもの ⑺　航空法（昭和27年法律第231号）第２条第５項に規定する航空保安施設によつて航空機の航行の援助又は航空交通の安全上必要な無線通信を行うことを目的とするもの ⑻　航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第２条の２の規定により、航空機の製造又は修理事業について、経済産業大臣の許可を受けた者が、その事業又は業務の安全かつ円滑な遂行を図るために開設するもの ⑼　前各号に掲げる無線局と同様の無線通信の態様を行い、かつ、同様の目的を有する無線局であつて、特に総務大臣が認めるもの	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。